

## 宮崎県立芸術劇場友の会「高校生会員」規約

(名 称)

第1条 この会は、宮崎県立芸術劇場友の会「高校生会員」（以下「会員」といいます。）と称します。

(趣 旨)

第2条 この規約は、会員の運営について必要な事項を定めるものとします。

(会 員)

第3条 会員とは、宮崎県内に居住する高校生又はそれに準じる方であって、本規約を承認して公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「劇場」といいます。）に会員入会の申込をし、劇場が入会を認めた方とします。

2 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、入会した日から高等学校又はそれに準じる教育機関を卒業する年の3月末日までとします。

(入会手続)

第4条 会員に加入しようとする方は、劇場に高校生会員入会申込書（以下「申込書」といいます。）を提出するものとします。

(会 費)

第5条 会費は、無料とします。

(会員証)

第6条 会員には、入会手続き完了時に会員証を発行します。

2 会員証は、本人のみ利用できるものとします。

(特 典)

第7条 会員は、次の特典を受けられます。

(1) 劇場が主催する公演のチケット（劇場チケットセンターで販売するものに限る。）を、3,000円以下の前売りチケットに限り、1公演につき会員お一人様1枚、1,000円で購入できます（公演毎に設定します）。

(2) 公演当日に販売するチケットを、学割を除き、全席種半額で購入できます。

(チケットの購入・予約)

第8条 会員は、劇場チケットセンター窓口においてチケットを購入又は予約しようとするときは、会員証を提示するものとします。

2 会員は、電話によりチケットを購入又は予約しようとするときは、会員番号と氏名を申し出るものとします。

(会員証の紛失、盗難等)

第9条 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあったときは直ちに劇場に届け出るものとします。

2 劇場は、前項の届けに応じ、会員証を無料で再発行します。

3 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用されることにより生じた損害については、劇場はその責めを負いません。

(届出事項の変更)

第10条 会員は、申込書の記載事項に変更があった場合、直ちにその内容を劇場に届け出るものとします。

(退 会)

第11条 会員の都合により退会するときは、劇場に退会の届け出をするものとします。

(会員資格の喪失)

第 12 条 劇場は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき。
- (2) チケット代金の支払いを怠ったとき。
- (3) 他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、会員の運営上支障があるとき。

(規約の変更)

第 13 条 本規約を改定した場合は、会員に通知するものとします。

(事務取扱)

第 14 条 会員の運営に関する事務の取扱いは、劇場が行うものとします。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、会員の運営に関し必要な事項は、劇場が別に定めるものとします。

付 則

この規約は、平成 25 年 8 月 1 日から適用します。